

平成30年8月 日
財 務 局

設計等委託業種について社会保険等への加入を 競争入札参加資格の申請条件とします

設計等委託業種では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入促進に向け、財務局では、これまでチラシの配布や契約第一課発注案件の希望受付時に、加入状況を書類で確認する等の取り組みを実施してまいりました。

このような中、設計等委託業種全体で98%を超える加入率(平成30年2月9日現在)が確認できたことから、下記のとおり、設計等委託業種で、社会保険等への加入を建設工事等競争入札参加資格の申請条件とすることといたしましたので、お知らせします。

記

- 1 開始時期
平成31・32年度建設工事等競争入札参加資格の定期申請時から
(詳細は平成30年10月1日発行の東京都公報特定調達公告版を参照)
- 2 対象業種
(建築・土木・設備)設計、測量、地質調査、船舶、ろ過層処理
- 3 確認内容及び提出書類
 - (1) 確認内容
社会保険等への加入・支払の状況
 - (2) 提出書類
1年以内、アからウのいずれか(写し可)、新規加入時は適用(事業所設置)届
 - ① 健康保険・厚生年金保険
ア 領収証書(領収済通知書)
イ 納入証明(確認)書
ウ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - ② 雇用保険
ア 領収証書(領収済通知書)と労働保険 概算・確定保険料申告書
イ 被保険者資格取得等通知書【事業主通知用】

適用除外の場合は、該当事項を選択して誓約する。

参考  「社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか？」

【問合せ先】 経理部 契約第一課 資格審査担当
電話 (03) 5388-2622

社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか？

労働者を雇用している事業者には 社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために、
社会保険及び雇用保険に加入することが必要です。

東京都では、平成 31・32 年度建設工事等競争入札参加資格の定期申請から、新たに設計等委託の業種について、社会保険・雇用保険への加入を申請の条件といたします。(ただし、適用除外「任意適用事業所」は除きます。)

設計等委託の業種とは、(建築・土木・設備) 設計、測量、地質調査、船舶、ろ過層処理です。

社会保険・雇用保険とは？

社会保険	健康保険	労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度
	厚生年金保険	労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度
雇用保険		労働者が失業したときに、労働者の生活の安定を図り、再就職を促進するための給付を行う制度

東京都における社会保険及び雇用保険加入促進の取組

- 1 工事及び工事関係業務委託の積算に法定福利費（社会保険料及び雇用保険料）を含んでいます。
- 2 工事及び工事関係業務委託の競争入札参加資格審査において、社会保険及び雇用保険の加入状況を格付に反映しています。
- 3 工事の低入札価格調査制度において、調査対象者及び下請予定事業者についての社会保険及び雇用保険の加入状況を調査項目としています。

社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続の詳細については、以下の窓口にご相談ください。

お近くの窓口は以下の URL から確認できます。

◎【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

→ 日本年金機構

URL <http://www.nenkin.go.jp>

◎【雇用保険】

→ 公共職業安定所（ハローワーク）

URL <https://www.hellowork.go.jp>

社会保険・雇用保険加入に関し、東京都社会保険労務士会を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険・雇用保険の届出等の事務処理については、社会保険労務士に代行を依頼することもできます。

以下の URL からお近くの社会保険労務士を探すことができます。

東京都社会保険労務士会

URL <http://www.tokyosr.jp>

《問い合わせ先》

東京都 財務局 経理部 契約第一課

電話 (03) 5388-2621